

グローバルCOEプログラム委員会委員の選考に関する規程

平成18年10月1日
理 事 長 裁 定

(設置)

第1条 公正でより透明性の高い審査体制を確立するため、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）に、グローバルCOEプログラム委員会委員を選考するためのグローバルCOEプログラム委員会委員選考会議（以下、「選考会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 振興会理事長
- 二 独立行政法人大学評価・学位授与機構長
- 三 財団法人大学基準協会長
- 四 日本私立学校振興・共済事業団理事長
- 五 その他専門の事項に関し学識経験のある者

(選考対象)

第3条 選考する委員数は、独立行政法人日本学術振興会グローバルCOEプログラム委員会規程（平成18年10月1日 規程第17号）第2条の規定に基づき、30人以内とする。

(守秘義務)

第4条 選考会議に関する資料の内容、選考経過等、選考に係る事項については他に漏らしてはならない。

(選考方法)

第5条 選考会議は、選考会議委員の他、振興会学術顧問、学術システムセンター所長及び副所長等から広く候補者の推薦を求め、委員を選考する。

(選考方針及び留意事項)

第6条 グローバルCOEプログラム委員には、次に掲げる者を加えるものと

する。

- 一 振興会理事長
- 二 独立行政法人大学評価・学位授与機構長
- 三 財団法人大学基準協会長
- 四 日本私立学校振興・共済事業団理事長
- 五 その他専門の事項に関し学識経験のある者

第7条 前条第5号のグローバルCOEプログラム委員は、国際的な教育研究活動等の実績又は大学改革等に意欲と理解を有し、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者の中から選考する。

- 一 大学等の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- 二 大学等において教育研究又は運営等に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- 三 教育学術に広くかつ高い識見を有する者

第8条 選考会議における委員の選考に当たっては、多様な観点から審査の公正性を確保するため、以下の事項に留意するものとする。

- 一 大学関係団体（社団法人国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）の代表者等を加えることとする。
- 二 大学共同利用機関法人、独立行政法人研究所の長等を加えることとする。
- 三 経済界、マスコミ関係者を加えることとする。
- 四 中央教育審議会大学分科会及び科学技術・学術審議会学術分科会の委員・臨時委員を加えることとする。
- 五 大学関係者と大学関係者以外の有識者とのバランスに留意すること。
- 六 大学関係者については、国立、公立、私立のバランスに留意すること。
- 七 性差、地域性、年齢構成（原則、70歳以下とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。）のバランスに留意すること。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する